

6月は環境月間

環境インフォメーション

Information on environment

注意!
決められた処分方法に従わ
ず、ごみや廃棄物を路上や空き地、
山林などに捨てる**不法投棄**は、周
囲の景観を損なうだけでなく、自
然環境を破壊し、生活環境にも悪
影響を及ぼすため、法律で禁止さ
れています。



【過去の事例:郡川河川敷】

- 土地の所有者・管理者の皆さんも気を付けてください**
- 不法投棄物の処理責任は投棄者にありますが、投棄者が不明の場合には土地の所有者や管理者の責任となります。日頃から次のことにつめ、不法投棄を防止しましょう。
- 土地に立ち入らないように柵やロープを設置する
- 不法投棄禁止などの看板を設置する
- 雑草が繁茂しないよう草刈りを定期的に行う
- 定期的に見回る

- 不法投棄した人は懲役・罰金が科せられます**
- 不法投棄した人は、5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金が科せられます。

- 注意!**
不法投棄の現場を見かけた人は、
すぐに警察や県央保健所、環境保
全課へ連絡してください。
- 大村警察署 ☎ 054-0110
- 県央保健所 ☎ 054-3305
- 環境保全課(内線143)

家電は適正な廃棄を
家電の適正なサイクルと不法投棄
防止に協力ください。

対象家電

テレビ、エアコン、冷蔵・冷凍庫、
洗濯機、衣類乾燥機

- 適正なリサイクル**
- リサイクル料金と運搬料金が必要です。
- 買い替えで古い家電を廃棄する
- ▼ 新しい家電購入店に引き取りを依頼する

頼する

- 古い家電のみの廃棄
- ▼ 購入した店舗に依頼する
- 購入した店舗が不明
- ▼ 市内大型家電販売店や一部の家電販売店へ依頼する
- 違法な不用品回収業者との料金トラブルなどの事例が、全国で発生しています。十分ご注意ください。

注意!
PVC廃棄物を保管している事業者の皆さんへ

■ 環境保全課(内線143)

ポリ塩化ビニル(PVC)廃棄物を処分しないまま保管している事業者は、平成28年7月までに適正に処理することや、毎年度6月末までにその保管状況などを届け出ることが義務づけられています。

注意!
PVCは、主に電気機器(高压トラス、高圧コーンデンサ、安定器など)に使用されていましたが、生体・環境への影響が明らかになり、昭和47年に製造が中止されました。

■ 環境保全課(内線143)
■ 環境保全課(内線143)

野焼きはやめましょう

野焼きは、原則禁止されています。地面上の直接焼却だけでなく、ドラム缶やブロック囲い、家庭用焼却炉での焼却も禁止されています。

例外的に認められる場合

- 災害の予防、応急対応、復旧のために必要なもの
- 風俗習慣上、宗教上の行事のために必要なもの
- 農・林・漁業を営むためにやむを得ないもの
- 日常生活の焚き火程度の軽微なもの
- 必要最小限にとどめ、時間帯や風向などに注意して、周囲に迷惑がかからないように配慮してください。

注意!

家庭や事業所で使用できる焼却炉は、次の全てを満たさなければ使用できません。

- 摂氏800度以上でごみを燃やすことができる
- 外気と遮断された状態で、ごみを定量ずつ焼却室に投入できる
- 焚却室の温度を測定するための装置(温度計)がある
- 燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置(バーナーなど)がある
- 焚却に必要な量の、空気の通風を行なうことができる